

平成31年4月9日
警 察 庁

G20大阪サミット開催に伴う交通総量抑制対策の概要

1 基本方針

各国首脳等の警護車列の安全かつ円滑な通行を確保するとともに、会議の円滑な進行を図る。また、交通規制に伴う一般交通に対する影響を最小限にとどめる。

2 対象期間

平成31（2019）年6月27日から同月30日までの間

3 対象地域

原則として、次のとおり

- (1) 関西国際空港及び大阪国際空港から大阪市内の各国首脳等の宿舎に至る高速自動車国道、一般国道等の路線及び同路線の周辺地域
- (2) 大阪市内の各国首脳等の宿舎から首脳会議場に至る高速自動車国道、一般国道等の路線及び同路線の周辺地域
- (3) 各国首脳等が大阪市内に滞在する場合には、大阪市内

4 対象期間中の交通規制

- (1) 原則として、各国首脳等の通行時には一般車両が混在することのないよう、所要の通行禁止規制等を実施する。
- (2) 首脳会議場、宿舎等の周辺道路について、必要に応じて通行禁止規制等を実施する。

5 推進事項

国民の理解と協力を得つつ、次の対策を推進

- (1) 交通規制に関する広報
- (2) 対象地域における自動車の利用自粛及び業務用車両の運行調整を要請
- (3) 対象地域への自動車の乗り入れの自粛要請
- (4) 対象地域を通過しようとする自動車のう回路線への誘導
- (5) 対象地域において道路を使用する催事、工事等の自粛要請

6 添付資料

- (1) G20大阪サミット開催に伴う交通総量抑制対策の対象期間及び地域等について
- (2) G20大阪サミット関係施設位置図
- (3) G20大阪サミット交通総量抑制対策の対象路線（高速道路等）
- (4) G20大阪サミット交通総量抑制対策の対象路線等（大阪市周辺）